

令和4年度 福岡県精神保健福祉審議会

日時：令和5年2月14日（火）15：30～
（オンライン会議 使用ツール：Webex）

1 開会

2 議事

（1）令和4年度事業実施状況について

- ①精神障がいのある人の地域移行・地域定着支援
- ②新型コロナウイルス感染症への対応状況
- ③依存症対策事業
- ④自殺対策事業
- ⑤ひきこもり対策推進事業
- ⑥精神科救急医療システム
- ⑦てんかん支援拠点病院の指定

（2）指定病院の指定について

3 閉会

【配布資料】

- 資料1・・・精神保健関係資料
- 資料2・・・精神障がいのある人の地域移行・地域定着支援
- 資料3・・・新型コロナウイルス感染症への対応状況
- 資料4・・・依存症対策事業
- 資料5・・・自殺対策事業
- 資料6・・・ひきこもり対策推進事業
- 資料7・・・精神科救急医療システム
- 資料8・・・てんかん支援拠点病院の指定について
- 資料9・・・指定病院の指定について

精神保健関係資料

資料 1

1 精神障害者保健福祉手帳交付者数

(年度末現在：人)

	1級	2級	3級	合計
平成28年度	2,809	22,464	11,512	36,785
(構成比)	(7.6%)	(61.1%)	(31.3%)	(100.0%)
福岡県(政令市除く)	1,330	9,925	4,625	15,880
北九州市	555	4,874	2,189	7,618
福岡市	924	7,665	4,698	13,287
令和3年度	3,607	36,304	21,489	61,400
(構成比)	(5.9%)	(59.1%)	(35.0%)	(100.0%)
福岡県(政令市除く)	1,873	17,032	8,437	27,342
北九州市	626	7,079	3,363	11,068
福岡市	1,108	12,193	9,689	22,990
対28年度比較	128.4%	161.6%	186.7%	166.9%

(こころの健康づくり推進室調)

2 精神科病院入院患者数及び措置入院患者数

(年度末現在：人)

	精神科病院入院患者数	措置入院患者数
平成28年度	18,488	75
福岡県(政令市除く)	11,458	49
北九州市	3,580	15
福岡市	3,450	11
令和3年度	17,572	83
福岡県(政令市除く)	10,956	49
北九州市	3,368	7
福岡市	3,248	27
対28年度比較	95.0%	110.7%

(こころの健康づくり推進室調)

3 精神障害者1日平均在院患者数（入院患者数）

（単位：人）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
福岡県	19,214	18,985	18,248	18,149	18,135	18,058	18,080	18,086

厚生労働省「病院報告」

4 精神科病床における平均在院日数

（単位：日）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全 国	281.2	274.7	269.9	267.7	265.8	265.8	277.0	275.1
福岡県	312.7	305.3	296.4	289.7	287.5	286.0	308.1	312.5

厚生労働省「病院報告」

5 精神科病床における病床利用率

（単位：％）

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
全 国	87.3	86.5	86.2	86.1	86.1	85.9	84.8	83.6
福岡県	89.3	88.8	88.2	88.2	88.7	88.4	87.5	86.6

厚生労働省「病院報告」

6 精神疾患を有する総患者数の推移

(全国)

(単位：万人)

疾 病	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
認知症(血管性など)	14.5	14.3	14.6	14.4	14.2	21.1
アルツハイマー病	17.6	24.0	36.6	53.4	56.2	79.4
統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	75.7	79.5	71.3	77.3	79.2	88.0
気分障害(躁うつ病を含む)	92.4	104.1	95.8	111.6	127.6	172.1
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	58.5	58.9	57.1	72.4	83.3	124.3
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	6.0	6.6	7.8	8.7	7.6	8.8
その他の精神及び行動の障害	12.4	16.4	17.6	33.5	33.0	80.5
てんかん	27.3	21.9	21.6	25.2	21.8	42
合 計	304.4	325.7	322.4	396.5	422.9	616.2

厚生労働省「患者調査」

(福岡県)

(単位：千人)

疾 病	平成17年	平成20年	平成23年	平成26年	平成29年	令和2年
認知症(血管性など)	9	10	7	5	6	10
アルツハイマー病	7	14	17	16	20	40
統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害	26	41	36	24	41	43
気分障害(躁うつ病を含む)	37	41	70	49	93	109
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	20	22	37	26	44	63
精神作用物質使用による精神及び行動の障害	3	4	6	3	2	5
その他の精神及び行動の障害	3	7	4	12	8	45
てんかん	7	15	11	5	8	20
合 計	112	154	188	140	222	335

厚生労働省「患者調査」

7 精神保健相談件数

平成29年度

		内 訳						合計 (c)
		一般精神	心の健康 づくり	アルコール	薬物	思春期	老人精神 保健	
保健所	面接	1,139	426	318	16	74	48	2,021
	電話	7,135	1,659	549	170	172	259	9,944
	小計(a)	8,274	2,085	867	186	246	307	11,965
センター	面接	124	34	6	34	13	3	214
	電話	3,448	1,296	78	170	101	45	5,138
	小計(b)	3,572	1,330	84	204	114	48	5,352
合 計		11,846	3,415	951	390	360	355	17,317

平成30年度

		内 訳						合計 (c)
		一般精神	心の健康 づくり	アルコール	薬物	思春期	老人精神 保健	
保健所	面接	1,073	371	222	37	93	68	1,864
	電話	8,912	1,416	791	367	164	351	12,001
	小計(a)	9,985	1,787	1,013	404	257	419	13,865
センター	面接	84	31	7	22	10	3	157
	電話	3,772	1,376	74	132	95	56	5,505
	小計(b)	3,856	1,407	81	154	105	59	5,662
合 計		13,841	3,194	1,094	558	362	478	19,527

令和元年度

		内 訳						合計 (c)
		一般精神	心の健康 づくり	アルコール	薬物	思春期	老人精神 保健	
保健所	面接	1,095	372	201	42	78	71	1,859
	電話	9,089	1,460	510	344	192	712	12,307
	小計(a)	10,184	1,832	711	386	270	783	14,166
センター	面接	66	7	5	40	11	0	129
	電話	4,040	1,404	74	342	88	80	6,028
	小計(b)	4,106	1,411	79	382	99	80	6,157
合 計		14,290	3,243	790	768	369	863	20,323

令和2年度

		内 訳						合計 (c)
		一般精神	心の健康 づくり	アルコール	薬物	思春期	老人精神 保健	
保健所	面接	820	142	149	26	67	59	1,263
	電話	11,530	1,066	532	314	183	577	14,202
	小計(a)	12,350	1,208	681	340	250	636	15,465
センター	面接	45	3	1	19	8	1	77
	電話	6,508	1,889	115	213	92	148	8,965
	小計(b)	6,553	1,892	116	232	100	149	9,042
合 計		18,903	3,100	797	572	350	785	24,507

令和3年度

		内 訳						合計 (c)
		一般精神	心の健康 づくり	アルコール	薬物	思春期	老人精神 保健	
保健所	面接	813	305	123	20	65	82	1,408
	電話	8,223	1,513	398	330	150	404	11,018
	小計(a)	9,036	1,818	521	350	215	486	12,426
センター	面接	661	5	7	18	12	1	704
	電話	7,836	2,277	113	181	95	63	10,565
	小計(b)	8,497	2,282	120	199	107	64	11,269
合 計		17,533	4,100	641	549	322	550	23,695

精神障がいのある人の地域移行・地域定着支援

1 概要

精神障がいのある人の地域移行・地域定着支援については、平成16年に国が策定した精神保健医療福祉の改革ビジョンの「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方にに基づき、精神障がいについての理解促進や関係機関が連携した支援体制の構築などに取り組んでいる。

精神障がいのある人の地域生活への移行の促進を目的に改正した精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）が平成26年4月に施行され、同年7月には「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会」から具体的な方向性が報告されるなど、国において地域移行に向けた体制整備が進められている。

本県においても、福岡県障がい者福祉計画（第5期）において、精神障がいのある人の退院率と長期在院者数等を目標として掲げ、目標達成に向けて取り組んでいる。

2 目標

福岡県障がい者福祉計画（第5期）の目標として、令和5年度末までの目標値を次のとおり定め、入院の長期化を防止するとともに、長期入院者の地域移行の促進を図る。

項 目	目標値 (R5 年度末)
入院後3か月時点の退院率	69%以上
入院後6ヶ月時点の退院率	86%以上
入院後1年時点の退院率	92%以上
在院期間が1年以上の長期入院患者数	9,489人
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上

(実績)

項 目	H29	R1	R2	R3
入院後3ヶ月時点の退院率	59%	—	—	—
入院後6ヶ月時点の退院率	77%	—	—	—
入院後1年時点の退院率	86%	—	—	—
在院期間が1年以上の長期入院患者数(人)	11,515	10,284	10,525	10,498

3 事業実施状況

① 精神障がいの理解促進

より多くの精神障がいのある人が地域で受け入れられるよう、精神障がいへの正しい理解を深めるための講演会を開催。令和3年度は、精神障がいのある人への居住支援と雇用支援をテーマに、それぞれの先進事例について話を伺った。

○実績

年 度	回 数	参加者数
平成30年度	2回	180人
令和元年度	1回	59人
令和2年度	0回	—
令和3年度	1回	219人

(今後の取組)

精神障がいに対する理解促進を図るため、継続的に実施する。

② 福岡県医療保護入院者退院支援委員会への地域援助事業者等参加促進事業

- ・ 精神障がいのある人の円滑な地域生活への移行を図るため、精神科病院が開催する医療保護入院者退院支援委員会に参加した地域援助事業者^(※)、障がい福祉サービス事業者、診療所医師の参加に要する経費を助成。

※相談支援専門員のいる相談支援事業所、介護支援専門員のいる居宅介護支援事業所

- ・ 精神科病院における医療保護入院者退院支援委員会の情報交換会を実施。

○実績

年 度	参加者数
令和元年度	55人
令和2年度	58人
令和3年度	27人

(今後の取組)

精神科病院及び地域援助事業者に対し積極的な制度の活用を呼びかける。

③ 見守り体制の構築

1) 処遇プランの活用

- ・ 精神障がいのある人の退院後の地域生活を継続させるため、本人の病状悪化の兆候や悪化時における各関係者の対応方法を示した処遇プランを作成し、関係機関で共有して早期に医療機関に繋ぐ仕組みづくりをモデル事業で実施（平成25～27年度）
- ・ 処遇プランの活用による見守りの仕組みづくりを保健福祉（環境）事務所で実施。

○実績

年 度	実施件数
令和元年度	25件
令和2年度	20件
令和3年度	7件

2) こころの健康手帳の活用

- ・ 精神障がいのある人が地域において主体的に生活できるよう、精神障がいのある人自らが今後の目標や希望する支援内容などを記載し、支援者と共有する「こころの健康手帳」を作成。（平成28年度）
- ・ 手帳の活用による関係機関が連携した支援を保健福祉（環境）事務所で実施。

○実績

年 度	実施件数
令和元年度	10件
令和2年度	7件
令和3年度	2件

3) 精神障がいのある人の退院後支援計画

- ・ 国の「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」に基づき、「精神障がいのある人の退院後支援に関する福岡県事務処理要領」を策定。
- ・ 平成30年9月から、緊急措置入院を含む措置入院者のうち退院後支援に関する計画に基づく支援を受けることに同意した者について、退院後支援に関する計画を作成し、関係機関による支援を実施。

○実績

年度	退院後支援計画作成数
令和元年度	69件
令和2年度	63件
令和3年度	55件

(今後の取組)

- ・ 地域移行、地域定着支援の推進を図るため、退院後支援の事例を検証し、課題等について関係機関の認識を共有する。
- ・ 精神科病院や相談支援事業者等に処遇プランやこころの健康手帳の活用による見守りの仕組みを広げていくため、各保健福祉（環境）事務所において研修を実施する。

④ 精神障がい者夜間・休日電話相談事業

地域で生活する精神障がいのある人及びその家族の日常生活における不安の解消を図るため、夜間・休日の電話相談を実施。

対象者： 精神障がいのある人及びその家族
相談時間： 夜間（17時～翌8時）、休日（8時～17時）
開設日： 平成23年6月1日

○実績

年度	夜間	休日	合計
令和元年度	14,486件	3,019件	17,505件
令和2年度	11,814件	2,290件	14,104件
令和3年度	8,296件	2,109件	10,405件

(今後の取組)

一定の相談件数があることから、継続して実施する。

⑤ 福岡県精神障がい者家族相談事業

精神障がいのある人を支える家族が抱える特有の悩みを、同じ境遇にある者（家族相談員）に相談し、解決を図ることを目的に、精神障がいのある人の家族からの電話・面接相談を実施。

対象者： 精神障がいのある人及びその家族等
相談時間： 月曜日～金曜日（13時～16時）
開設日： 平成26年6月1日

○実績

年度	電話	面談	合計
令和元年度	630件	138件	768件
令和2年度	687件	78件	765件
令和3年度	863件	53件	916件

(今後の取組)

精神障がいのある人を支える家族が利用できるよう事業の周知を行う。

⑥ 精神障がい者訪問指導体制強化事業

地域で生活する精神障がいのある人を支援するため、本人や家族からの相談に対し、保健福祉（環境）事務所の保健師が必要に応じて訪問指導を実施。精神科医、精神保健福祉士等の同行による受診勧奨等も実施。

○実績

年度	実施件数
令和元年度	7件
令和2年度	1件
令和3年度	1件

(今後の取組)

事業の活用が図られるよう市町村への周知を行う。

⑦ 保健、医療、福祉関係者による協議の場

- ・ 精神科病院に長期入院している精神障がいのある人の地域移行や、地域で生活する精神障がいのある人の支援を行うため、県全体での医療・保健・福祉の協議の場として、平成30年度に福岡県精神保健福祉地域支援推進会議を設置。
- ・ また、各保健福祉（環境）事務所において、県、市町村、精神科病院、障がい福祉サービス事業所等関係機関で構成する自立支援関係機関会議を設置。

○福岡県精神保健福祉地域支援推進会議（構成委員）

福岡県医師会	福岡県保健所長会
福岡県精神科病院協会	福岡県市長会
福岡県精神神経科診療所協会	福岡県町村会
福岡県看護協会	福岡県精神保健福祉センター
福岡県訪問看護ステーション連絡協議会	福岡県福祉労働部障がい福祉課
福岡県社会福祉協議会	北九州市保健福祉局障害福祉部
福岡県精神障害者社会復帰施設協議会	精神保健・地域移行推進課
福岡県精神保健福祉会連合会	福岡市保健福祉局健康医療部
福岡県精神保健福祉士協会	保健予防課

○自立支援関係機関会議の取組

＜地域移行・地域定着の推進に向けた体制の構築＞

- ・ 地域における地域移行・地域定着の推進に係る課題の抽出と解決
- ・ 社会資源の情報提供及び開拓
- ・ 地域移行等に係る支援体制の強化
- ・ 自立支援協議会^(※)（市町村の福祉担当課）との連携強化

※ 障害者総合支援法第89条の3に基づき市町村に設置。地域における障がいのある人等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場。

- ・ 精神科病院と地域の関係機関との連携強化

(今後の取組)

- ・ 障がいのある人の支援は、市町村において中核的な役割を果たす自立支援協議会で協議することとなっており、自立支援関係機関会議と同協議会との連携により、支援の強化を図る。
- ・ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築に向けた取組の一環として実施した市町村ヒアリングの結果をもとに、より効果的な地域移行支援につなげる。

精神保健医療にかかる本県の新型コロナウイルス感染症への対応状況

1 精神科医療提供体制の整備

事業概要

① 精神疾患を有する新型コロナウイルス感染症患者受け入れ病院の確保

- 精神疾患で入院が必要な患者で、新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された患者のうち、感染症の症状が無症状又は軽症の患者を受入れる病床を確保。(10床)

② 医療従事者の心のケア

- 令和2年5月7日から、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者及びその家族の心の健康を支援するため、精神保健福祉センターに専用の電話相談窓口を設置し、医療従事者等からの電話相談に対応。
- 新型コロナウイルス感染症の治療を行う医療機関の要請に応じて、精神科医師や保健師を派遣し、疲弊している医療従事者への心のケアを実施できる体制を整備。

令和4年度：相談実績6件、派遣実績0回 ※令和5年1月時点

2 相談体制の拡充

事業概要

① 心の健康相談電話の拡充

- 令和2年5月7日から、精神保健福祉センターに設置している心の健康相談電話の回線や人員を拡充し、新型コロナウイルス感染症の拡大により、ストレス・トラウマ等の心身の変調を訴える県民に対応できる体制を整備。

令和4年度相談実績 ※令和5年1月時点

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
総数	262	212	247	231	239	228	218	211	202		2,050
うち コロナ関係	7	2	1	5	8	3	3	6	8		43

② 宿泊療養施設におけるこころの健康相談の実施

- ・ 県及び両政令市の精神保健福祉センター精神科医師・保健師等が、毎週、新型コロナウイルス感染症宿泊療養施設を訪問し、「K 6（国際的に使用されている全般的なこころの健康状態を示す指標）」で9点以上の高得点の入所者を対象に電話相談を実施。

令和4年度：相談実績362件 ※令和5年1月時点

③ 自殺対策の充実

- ・ 令和2年6月から、自殺予防電話相談窓口「ふくおか自殺予防ホットライン」を1回線から2回線（2回線目はフリーダイヤル）に増設し、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による相談件数の増加に対応。
- ・ 事業概要や相談実績については、「資料5 自殺対策事業」のとおり。

3 今後の課題

（1）精神疾患を有する新型コロナウイルス感染症患者受け入れ病院の拡充

- 精神疾患で入院が必要な患者で、感染症の症状が無症状又は軽症の患者については、現在、受け入れ病床を10床確保しているが、新規感染者数が多数発生した場合には満床になるおそれがある。
- 現在の受け入れ病院に更なる病床確保を働きかけるとともに、同様の機能を有する別の医療機関の確保も必要。

依存症対策事業

I. アルコール依存症対策事業

国は平成26年6月にアルコール健康障害対策基本法を施行、平成28年5月にアルコール健康障害対策推進基本計画が策定された。本県においても、令和3年3月に、「第2期アルコール健康障害対策推進基本計画」が策定された。県内のアルコール依存症者は推計1万人とされている。

1) 第2期福岡県アルコール健康障がい対策推進計画概要

基本目標

- | |
|--|
| (1) 県民がアルコールに関する正しい知識を持ち、アルコールと付き合いしていくことができること |
| (2) アルコールによる社会問題の解決に向けて、アルコールに関する問題を有する者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができること |

重点方針

- | |
|--|
| (1) アルコールに関する正しい知識の普及啓発 |
| (2) 飲酒運転違反者等のうちアルコールに関する問題を有する者の受診等適切な飲酒指導の促進と治療への誘導 |
| (3) アルコールに関する問題を有する者に対する支援体制の整備 |

課題

- ・引き続きアルコールに関する正しい知識についての普及啓発が必要である。
- ・妊娠中の飲酒者0%を目指し取組を推進するとともに、国基本計画（第2期）において、女性の飲酒に伴う健康影響の予防に重点が置かれたことから、妊産婦だけでなく広く女性に対するアルコールリスクに関する広報や啓発も必要である。
- ・より身近な場所で、通院治療を含め、相談から切れ目なく適切な治療を受けられるよう、県内における依存症専門医療機関（アルコール健康障がい）のさらなる整備が必要である。

事業

- 普及啓発事業（アルコール啓発週間における街頭啓発）
- 連携体制の構築（連携会議を実施）
- 人材育成事業（減酒支援の技術研修）
- アルコール健康障がいに関する早期発見・治療促進事業（一般医療機関や精神科医療機関、専門医療機関、相談拠点機関、自助グループ等を加えた関係機関の連携（SBIRTS[※]）の推進）

※SBIRTS（エスバーツ）：依存症の疑いのある方を早期発見・介入し、専門治療や自助グループを紹介することで、専門医療機関及び社会復帰へつなげる手順のこと。

II. ギャンブル等依存症対策事業

国は平成31年4月に、「ギャンブル等依存症対策基本法」に基づき、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定。令和4年3月には、「第2期 ギャンブル等依存症対策推進基本計画」が策定された。本県においても、令和2年11月に、「福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、今年度見直しをおこなっている。

県内のギャンブル等依存症が疑われる方の人数は約7万8千人とされている。ギャンブル等依存症は、患者本人が依存症であるという認識を持ちにくく、多重債務問題のほか日常生活や社会生活に様々な問題を生じさせ、家族にも深刻な影響を及ぼすことから、重大な社会問題となっている。

1) 福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画概要

基本理念

(1) ギャンブル等依存症の予防、並びに発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策を実施すること
(2) ギャンブル等依存症である者とその家族が、円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるよう総合的な支援を行うこと
(3) 多重債務、生活困窮、配偶者等への暴力、児童虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との連携を図ること

重点目標

(1) ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発症を予防すること
(2) ギャンブル等依存症である者とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目ない支援体制を整備すること

課題

- ・正しい知識の普及・啓発を行う必要がある。
- ・医療につながっていないギャンブル等依存症者を医療につなげる必要がある。

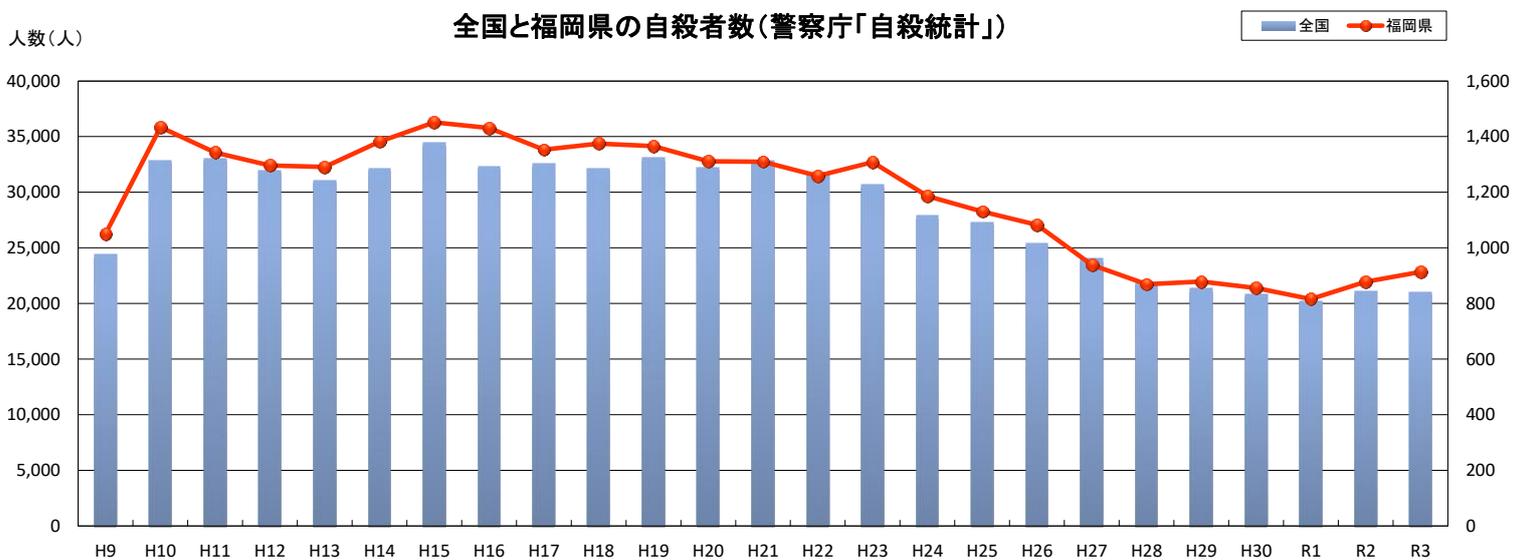
事業

- 普及啓発事業（ギャンブル等依存症問題啓発週間にロビー展を開催。高等学校、大学及び専修学校、公営競技事業所、遊技業協同組合、司法書士事務所、弁護士事務所、消費生活センター等に啓発冊子を配布）
- 人材育成事業（医療機関、相談機関の従事者に対する研修会の開催）
- 相談支援・医療提供体制の充実（専門医療機関の拡充13医療機関→15医療機関）

自殺対策事業

1 自殺者数の現状（警察庁「自殺統計」、発見日・発見地別）

- 全国の令和3年の自殺者数は21,007人で、対前年比74人（0.4%）減となった。
- 一方、本県の自殺者数は、全国と同様に令和2年に増加に転じ、令和3年の自殺者数は913人とさらに増加している。



	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
福岡県	1,051	1,434	1,343	1,296	1,291	1,382	1,451	1,431	1,353	1,375
全国	24,391	32,863	33,048	31,957	31,042	32,143	34,427	32,325	32,552	32,155
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
福岡県	1,366	1,311	1,310	1,259	1,308	1,186	1,131	1,083	939	869
全国	33,093	32,249	32,845	31,690	30,651	27,858	27,283	25,427	24,025	21,897
	H29	H30	R1	R2	R3					
福岡県	879	856	816	878	913					
全国	21,321	20,840	20,169	21,081	21,007					

2 本県の自殺対策事業一覧

ハイリスク者支援	①一般科医等に対するうつ病等研修	内科等を受診するうつ病等の疑いがある者を精神科受診につなげ、うつ病を早期発見、早期治療できるようにするため、一般科医を対象としたうつ病研修会を実施。
	②自殺未遂者支援研修 (自殺未遂者支援マニュアル普及)	自殺未遂者は、再び自殺を図るリスクが非常に高いため、精神科医療従事者、救急医療従事者及び学校関係者等に対し未遂者支援に関する研修会を実施。
	③地域ハイリスク者支援連携強化会議	自殺のハイリスク者(うつ病患者、自殺未遂者等)支援に関わる関係機関の連携を強化するため、救急医療機関、精神科医療機関、一般科医療機関、市町村、福祉関係機関等による連携開始を実施。
	④自死遺族支援	自死遺族の支援にかかわる市町村職員や警察官、救急隊員等を対象に、支援方法についての研修会を実施。自死遺族は法的問題に直面することも多く、自死遺族が自殺するリスクは高い。そのため、精神保健相談日にあわせて弁護士による無料法律相談を実施。
	⑤うつ病スクリーニングの普及研修	市町村が特定健康診査時等にうつ病のスクリーニングに取り組み、うつ病等の早期発見・早期治療につながるため、市町村に対する研修会や技術的支援を実施。
相談体制の整備	⑥ふくおか自殺予防ホットライン	自殺を考えている者の悩みを傾聴し、不安軽減を図ることにより、自殺防止につなげる電話相談事業を実施。
	⑦自殺予防SNS相談	若年層が利用しやすいメッセージアプリ「LINE」を用いたSNS相談事業を実施。利用者と年齢が近い大学生相談員にも相談可能。
	⑧相談促進のための啓発	自殺に係る多くの相談窓口や自殺防止に係る対応方法等を啓発するためのリーフレット等を作成し、周知することで、より一層の自殺防止につなげる。
	⑨インターネット上での相談窓口の広告表示による自殺対策	インターネットで「死にたい」等の自殺願望を伺わせる検索をした者の検索結果画面に相談窓口への相談を促すウェブページを表示し、相談窓口への誘導を図る。
人材育成	⑩自殺予防講演会	市町村職員や保健福祉(環境)事務所等の職員を対象に、自殺予防対策に係る講演会等を開催し、地域における自殺予防に関わる人材を養成。
	⑪ゲートキーパー養成	自殺のサインに気づき対応できる人(ゲートキーパー)を増やす研修を実施。
居場所づくり	⑫生きづらさを抱える人の居場所づくり	県内4地域のこども食堂と連携し、生きづらさを抱える人の居場所を設置。居場所で交流することで、人とのつながりを獲得し、孤独感を緩和することで、生きる意欲を促進し、自殺リスクの低下に導く。
その他	⑬メンタルヘルスセミナー	中小企業事業主を対象に職場のメンタルヘルス対策についてのセミナーを開催。
	⑭市町村助成	国の事業メニューに沿って自殺対策に取り組む市町村に対する助成を実施。
	⑮自殺対策推進協議会	本県の自殺対策について協議・検討を行う有識者会議を開催。

3 自殺対策事業 実施状況

① 一般科医に対するうつ病研修

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
受講者数 (人)	103	96	156	168	194	204	119	244	166	714	356	0	619	実施 予定

※令和2年度は新型コロナのため開催見送り

② 自殺未遂者支援研修

- 平成26年度 福岡大学病院へ委託
 平成27年度 〃 (県内3か所で実施)
 平成28年度 〃 (福岡地区、筑豊地区で研修会実施)
 平成29年度 県内4保健所で実施 (筑紫、宗像・遠賀、田川、南筑後)
 平成30年度 県内4保健所で実施 (糸島、嘉穂・鞍手、北筑後、京築)
 令和元年度 県内4保健所で実施 (粕屋、田川、南筑後、宗像・遠賀)
 令和2年度 新型コロナウイルス感染症の影響により実施見送り
 令和3年度 県内4保健所で実施 (筑紫、田川、北筑後、京築)
 令和4年度 県内4保健所で実施予定(糸島、宗像・遠賀、嘉穂・鞍手、南筑後)

③ 地域ハイリスク者支援連携強化会議

- 各保健福祉(環境)事務所において、地域ハイリスク者支援連携強化会議を開催し、地域の自殺の実態、自殺対策の状況、協力体制構築に向けた取組み等を協議。
 令和2年度 7保健所で各1回開催(2保健所では新型コロナの影響で中止)
 令和3年度 7保健所で計9回開催(2保健所では新型コロナの影響で中止)
 令和4年度 9保健所で各1回開催予定

④ 自死遺族支援

自死遺族支援関係者研修会

年度	実施機関	参加者数(人)
H23	3保健福祉環境事務所	113
H24	4保健福祉環境事務所	148
H25	4保健福祉環境事務所	162
H26	3保健福祉環境事務所	51
H27	精神保健福祉センター	29
H28	精神保健福祉センター	31
H29	精神保健福祉センター	70
H30	精神保健福祉センター	76
R1	精神保健福祉センター	52
R2	精神保健福祉センター	90
R3	精神保健福祉センター	39
R4	精神保健福祉センター	116

自死遺族に対する弁護士による法律相談 ※R4は12月時点

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
件数	9	4	5	4	4	3	3	2	5	0

⑤ うつ病スクリーニングの普及研修

うつ病の疑いのある者の発見と保健師等による指導

※H30年から普及のための研修会を実施

年度	H30	R1	R2	R3	R4
回数	5回	2回	3回	2回	2回

⑥ ふくおか自殺予防ホットライン

- ふくおか自殺予防ホットライン 24時間365日 ※R4は10月時点

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
件数	1,058	1,943	2,179	1,911	1,928	2,120	1,933	1,796	1,825
年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4			
件数	1,849	1,848	1,980	2,361	2,051	1,419			

- ふくおか自殺予防ホットライン（フリーダイヤル）

新型コロナの拡大による相談件数の増加に対応するため令和2年6月に開設

月～金/16:00～翌9:00、土日祝/24時間 ※R4は10月時点

年度	R2	R3	R4
件数	2,930	3,359	3,372

⑦ 自殺予防SNS相談

- きもち よりそうライン@ふくおかけん

若年層の自殺者数の増加を抑制するため令和3年7月に開設

毎週月・木/16:00～19:00 祝休日含む、年末年始除く

	7月※7日～	8月	9月	10月	11月	12月	計
R4年度	189	408	627	778	789	720	3,511

⑧ 相談促進のための啓発

年度	実施方法
H25	街頭啓発（9月：JR博多駅、3月西鉄天神駅）
H26	街頭啓発（9月：JR博多駅、3月：JR博多駅）
H27	街頭啓発（9月：JR博多駅、3月：JR博多駅）
H28	街頭啓発（9月：JR博多駅、3月：JR博多駅）
H29	街頭啓発（9月：JR博多駅、3月：JR博多駅）
H30	街頭啓発（9月：JR博多駅、3月：JR博多駅）
R1	街頭啓発（9月：JR博多駅）3月：新型コロナ感染症のため中止
R2	相談窓口リーフレットの配架、博多駅デジタルサイネージ、求人雑誌への相談窓口掲載
R3	相談窓口リーフレットの配架、博多駅デジタルサイネージ、SNS動画広告
R4	相談窓口リーフレットの配架、SNS動画広告

⑨ インターネット上での相談窓口の広告表示による自殺対策

成果指数	R 元年度月平均 (R1. 9~R2. 3)	R2 年度月平均	R3 年度月平均
インプレッション数	896, 243. 1	1, 086, 279. 3	1, 439, 885. 9
広告クリック数	4, 355. 7	4, 287. 4	4, 334. 4

⑩ 自殺予防講演会

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
参加者数 (人)	51	46	70	76	52	50	88	105

⑪ ゲートキーパー養成

ゲートキーパーセミナー (旧 養成研修)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
人数	1, 856	2, 625	2, 918	7, 139	4, 079	2, 391	2, 806	2, 562	2, 491	1, 944	906	1, 604

ゲートキーパー養成研修 よりそい隊 (精神保健福祉センター)

年度	R3	R4
人数	118	119

ゲートキーパー指導者養成研修 (精神保健福祉センター)

年度	R3	R4
人数	24	23

⑫ 生きづらさを抱える人の居場所づくり

・ほっとサロン

県内4地域のこども食堂と連携し、居場所を令和4年10月に設置

孤独感を緩和することで生きる意欲を促進し、自殺リスクの低下に導く

日程	10月15日	10月22日	11月2日	11月15日	12月17日	12月28日
地区	筑後地区	福岡地区	筑豊地区	北九州地区	筑後地区	筑豊地区
内容	茶話会	お菓子作り	茶話会	カラーセラピー	変面ショー	しめ縄づくり

⑬ メンタルヘルスセミナー

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
開催地域	北九州 福岡 筑豊 筑後	北九州 福岡	北九州 福岡 筑豊 筑後	北九州 福岡 筑豊 筑後	北九州 福岡 筑豊 筑後	北九州 福岡 筑豊 筑後	北九州 福岡 筑豊 筑後	(中止)	北九州 福岡 筑豊 筑後	北九州 福岡 筑豊 筑後
参加者数 (人)	1, 358	1, 387	2, 432	1, 336	657	287	1, 279	0	365	630

⑭ 市町村助成

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
市町村数	60	57	50	47	46	47	48	47	49	50

⑮ 自殺対策推進協議会

構成メンバー：学識経験者、医療関係団体、経営・労働団体、報道機関、
民間団体（いのちの電話、自死遺族支援団体）、行政機関等

開催状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
回数	1	1	1	1	1	1	1	1

ひきこもり対策推進事業

1 事業概要

ひきこもり支援の核となる機関として、平成22年6月に精神保健福祉センター内に「ひきこもり地域支援センター」を設置し、令和2年7月には、より身近な地域で相談に対応できるよう、筑豊地域と筑後地域の2か所に「ひきこもり地域支援センターサテライトオフィス」を設置している。

同センターでは、ひきこもり状態にある本人やその家族からの相談対応のほか、ひきこもり支援に関わる人材の育成や関係機関とのネットワークの構築、ひきこもりへの理解を深めるための普及啓発・情報発信等の取組を実施している。

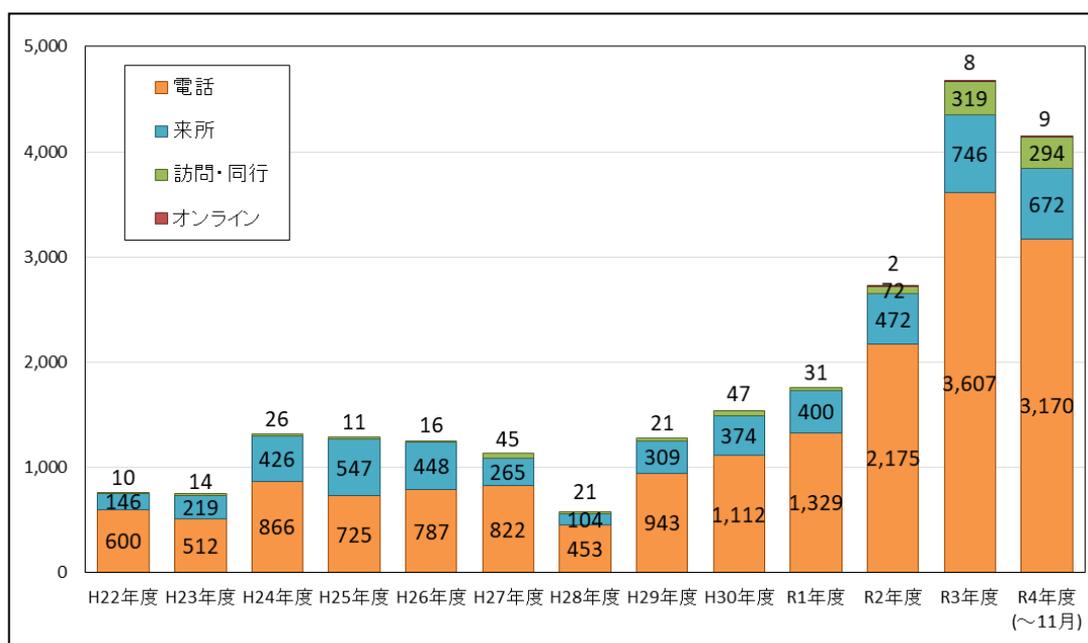
2 事業実施状況

(1) 相談支援

・令和4年度相談実績（令和4年4月～11月）

	電話	来所	訪問・同行	オンライン
センター	1,064	434	44	9
筑豊サテライト	866	102	111	0
筑後サテライト	1,240	136	139	0
合計	3,170	672	294	9

・相談件数の推移



(2) 人材育成事業

- ・ひきこもり支援者研修会

ひきこもりの相談や訪問支援に対応できる人材を育成するため、ひきこもり支援に関する講義、演習、事例検討を行う。

対象者：市町村、自立相談支援機関、社会福祉協議会、地域包括支援センター、保健福祉(環境)事務所、福祉・労働・教育機関等においてひきこもり支援に関わる者

- ・ひきこもりサポーター養成研修

ひきこもりに関する基礎的な知識等を習得するための研修会を実施し、ひきこもり状態にある本人やその家族にとって身近な理解者となる「ひきこもりサポーター」を養成する。

対象者：ひきこもり経験者やその家族、ひきこもり支援に関心がある者

- ・ひきこもりサポーターフォローアップ研修

ひきこもりサポーター登録者同士が、ひきこもり支援等についての意見や情報の交換を行い、講師から支援のアドバイスを受けつつ、互いに学びを深める機会とする。

対象者：福岡県ひきこもりサポーター登録者、ひきこもりサポーター養成研修受講者

(3) ネットワークの構築

- ・ひきこもり支援者等地域ネットワーク会議

地域の困難事例の検討を通じて、支援関係機関の連携を促進し、地域のネットワークを構築する。

参加者：市町村、地域包括支援センター、自立相談支援機関、若者サポートステーション、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、保健福祉環境事務所等においてひきこもり支援に関わる職員

- ・ひきこもり地域支援センター実務者等連絡会

県内のひきこもり地域支援センターの実務者が各センターの取組状況及び課題等に関する意見及び情報交換を行う。

参加者：北九州市、福岡市及び福岡県のひきこもり地域支援センターの担当職員、ひきこもり支援コーディネーター

- ・ひきこもり対策連絡調整会議

ひきこもりに関する取組について、医療・福祉・教育・労働等の関係者と情報交換及び意見交換を行い、各機関間の恒常的な連携を確保し、ひきこもり対策の充実を図る。

(4) ひきこもり本人・家族への支援

- ・フリースペース

ひきこもり状態にある本人を対象に、家庭以外に安心して過ごせる場所を確保し、家族以外の人との関りや様々な体験ができる場を提供する。

- ・家族のつどい

家族がひきこもりに対する正しい知識を学ぶとともに、家族同士の分かち合いの場を提供する。

(5) 情報発信・普及啓発

- ・ひきこもりについての理解を深めるためのチラシの作成、周知
- ・事業報告書の作成、関係機関への配布
- ・ひきこもりサポーターの活動促進のためのメッセージ動画の作成
- ・他機関からの依頼に応じて、ひきこもりについての講話等の実施

3 福岡県におけるひきこもり等に関する調査について

県内におけるひきこもり等の実態やニーズを把握するため、令和3年度にひきこもりに関する実態調査を実施。

調査方法：政令指定都市を除く県内 58 市町村の民生委員・児童委員を対象に、担当する地区におけるひきこもり状態にある方（※）の状況についてアンケートに回答

調査期間：令和3年7月～令和4年3月

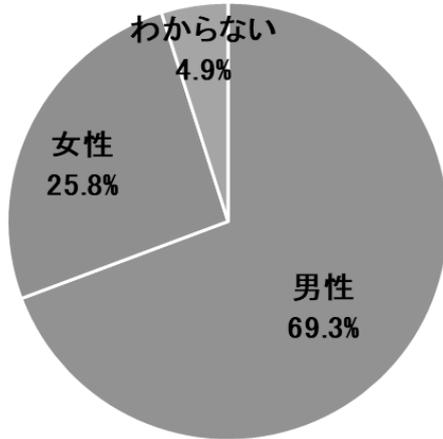
回収結果：調査票送付数 4,932 人
回収数 3,466 人
回収率 70.3%

※この調査では、6か月以上連続して、次のいずれかに該当する方を「ひきこもり状態にある方」とした。(H30 年度内閣府「生活状況に関する調査（ひきこもりの実態調査）」による)

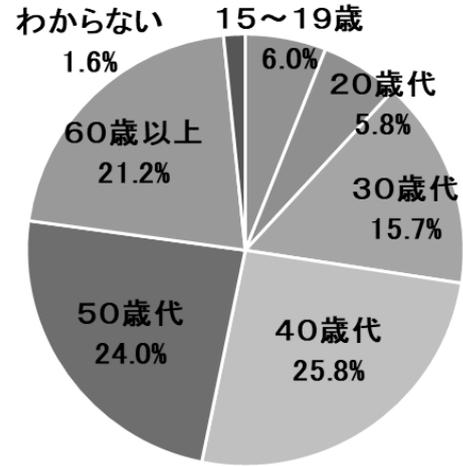
- ・自室からは出るが家からは出ない、または、自室からほとんど出ない
 - ・ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
 - ・ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する
- ただし、重度の障がいや重度の疾病で外出できない場合を除く

○調査結果（一部抜粋）

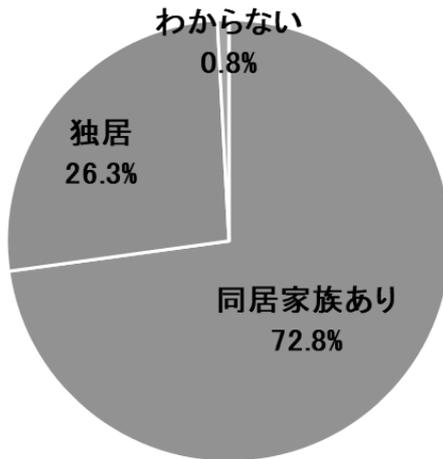
・性別



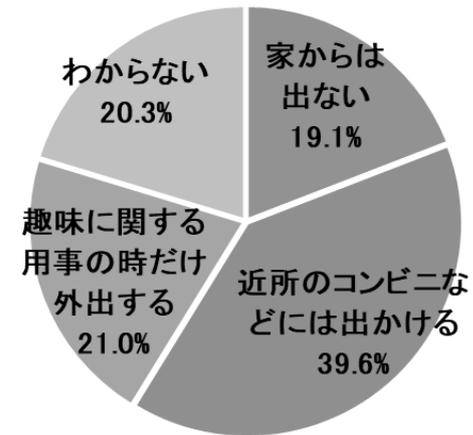
・年代



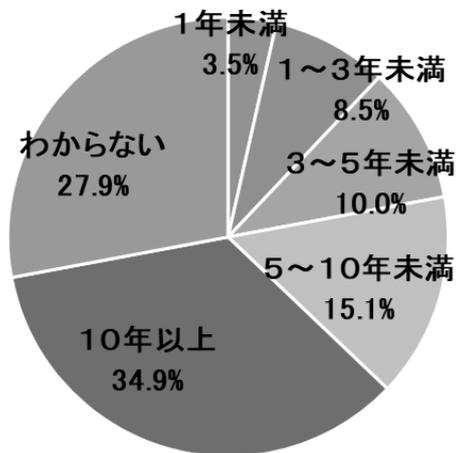
・家族構成



・現在の状況



・ひきこもっている期間



精神科救急医療システム

夜間及び休日の昼間において、精神疾患の急発・急変により速やかな医療を必要とする者に対し、迅速かつ適切な医療及び保護を行うことを目的とする。

1 精神科救急医療システムにおける受付実績

年 度	受 付 件 数
平成30年度	1, 728件
令和 元年度	1, 894件
令和 2年度	2, 321件
令和 3年度	1, 927件
令和 4年度	1, 779件

※令和4年度は12月末までの集計

2 精神科救急医療システムに係る取組

(1) 情報センターの相談員と関係機関との意見交換会の実施

(2) 情報センターにおける相談員研修の実施

年 度	開催回数	参加者数
平成30年度	1回	67人
令和 元年度	1回	74人
令和 2年度	1回	58人
令和 3年度	1回	56人
令和 4年度	1回	今後予定

3 今後の課題

(1) 身体合併症事例の対応

身体合併症を有する精神患者については、一般救急又は精神科救急のどちらを優先するか、医師の意見が分かれることがある。関係機関において、対応困難事例の協議、検討、情報共有を行い、患者を適切な医療へ迅速に繋ぐ。

(2) 精神疾患を有する新型コロナウイルス感染症疑い患者受け入れ病院の確保

精神疾患で入院が必要な患者で、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていないが、高熱等の症状がある「疑い患者」については、感染症対策をとった上で一旦受け入れてもらうよう精神科病院に依頼しているが、院内感染防止の観点から受入不可とする病院が多数存在する。

4 令和4年度福岡県精神科救急医療システムにおける困難事例

身体合併症のため受入拒否の病院が多く対応に苦慮した事例

- ・過量服薬とリストカットを行い、一般救急医療機関へ搬送されたが、治療拒否し帰宅しようとした。意味不明な言動や自分の身体を叩くなどの行動がみられたため23条通報に至った。身体合併症優先者とは言えず、要緊急措置診察の判断となったが、精神科病院は過量服薬による身体への影響が心配であるため受入困難との判断で調整が難航した。

「福岡県てんかん支援拠点病院」の指定について

- てんかんは、「突然けいれんして意識を失う」、「けいれんしなくても意識だけを失う」などの「てんかん発作」を繰り返し起こす病気で、約100人に1人が発症し、患者数は全国で約100万人、本県で約4万人と推計されています。
- てんかんは、乳幼児から高齢者までいずれの年齢でも発症し、手術が有効な場合や、認知症との鑑別が必要な場合もあるため、小児科や脳神経内科、脳神経外科、精神科等複数の診療科が、それぞれの専門性に基づき治療を担っています。また、年齢によって必要な支援も異なります。このため、診療科間の連携が重要であり、専門的な治療や支援に関する情報共有や、医療従事者の資質向上、地域差の解消等が課題となっています。
- こうした状況を踏まえ、本県では、国の「てんかん地域診療連携体制整備事業*」に基づき、1月23日に九州大学病院を「福岡県てんかん支援拠点病院」として指定しましたので、お知らせします。
- てんかん支援拠点病院を中心として、てんかん患者を適切な診療につなげるための各診療科間・各医療機関間の連携を強化するほか、医療機関等の職員の専門性を高めるための研修や、てんかんへの正しい理解を深めるための情報発信等を実施することにより、県内におけるてんかん診療連携体制の整備を進めてまいります。

*都道府県において、てんかんの治療を専門的に行う医療機関のうち、1か所を「てんかん支援拠点病院」として指定し、専門的な相談支援や医療機関間の連携、地域における普及啓発等の体制を充実させ、適切な医療につながる地域の実現を目指す事業。現在、25都道府県で「てんかん支援拠点病院」が指定されています。

1 指定医療機関

病 院 名	所 在 地
九州大学病院	福岡市東区馬出3 - 1 - 1

2 指定日

令和5年1月23日

3 てんかん支援拠点病院の主な役割

- ・てんかん治療医療連携協議会の設置・運営
- ・てんかん患者及びその家族への専門的な相談支援・治療
- ・県内の医療機関等への助言・指導
- ・関係機関との連携・調整
- ・医療従事者等に対する研修実施
- ・患者・家族、地域住民等への普及啓発
- ・てんかん診療支援コーディネーター（医療・福祉に関する国家資格者）の配置
- ・全国拠点機関との連携

指定病院の指定について

1 指定病院について

指定病院は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき、県が設置する精神科病院に代わる施設(指定病院)として、民間精神科病院のうち、厚生労働大臣の定める基準に適合するものを、その開設者の同意を得て指定し、精神保健福祉法第29条の2の規定に基づく措置入院関係事務の円滑な推進を図ろうとするものである。

この指定は、3年間の期限を付して行うこととされており、現在の指定期間が令和5年3月末で満了することから、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の8の規定に基づき厚生労働大臣の定める指定病院の基準(平成8年3月21日厚生省告示第90号)」及び「精神保健福祉法第19条の8に基づく指定病院の指定について(平成8年3月21日健医発第325号)」に基づく審査を行い、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの新たな指定を行う。

○ 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

○ 指定病院一覧

医療機関名	所在地	指定病床数	管轄保健所
乙金病院	大野城市	10	筑紫
おおりん病院	大野城市	15	
牧病院	筑紫野市	10	
筑紫野病院	筑紫野市	10	
水戸病院	糟屋郡志免町	10	粕屋
河野粕屋病院	糟屋郡宇美町	10	
箱田病院	糟屋郡粕屋町	10	
可也病院	糸島市	10	糸島
みなかぜ病院	糸島市	10	
回生病院	宗像市	20	宗像・遠賀
福間病院	福津市	25	
宗像病院	宗像市	10	
堤病院	遠賀郡岡垣町	10	
直方中村病院	直方市	5	嘉穂・鞍手
鞍手共立病院	宮若市	5	
高山病院	直方市	10	
松岡病院	嘉麻市	5	
飯塚記念病院	飯塚市	20	
たていわ病院	飯塚市	10	
見立病院	田川市	10	田川
大法山病院	田川市	10	
田川慈恵病院	田川郡福智町	10	
一本松すずかけ病院	田川市	8	

医療機関名	所在地	指定病床数	管轄保健所
朝倉記念病院	朝倉郡筑前町	10	北筑後
甘木病院	朝倉市	2	
本間病院	小郡市	10	
筑後吉井こころホスピタル	うきは市	10	
蒲池病院	小郡市	15	
植田病院	筑後市	10	南筑後
筑水会病院	八女市	10	
船小屋病院	みやま市	5	
甲斐病院	柳川市	10	
静光園第二病院	大牟田市	10	
倉永病院	大牟田市	10	
三池病院	大牟田市	20	
大牟田保養院	大牟田市	10	
不知火病院	大牟田市	10	
行橋厚生病院	行橋市	5	
行橋記念病院	行橋市	10	
大川病院	豊前市	10	
豊前病院	豊前市	10	
宮の陣病院	久留米市	10	久留米市
のぞえの丘病院	久留米市	10	
久留米大学病院	久留米市	10	
松岡病院	久留米市	10	
堀川病院	久留米市	10	
聖ルチア病院	久留米市	10	
のぞえ総合診療病院	久留米市	15	
たなか病院	久留米市	10	

2 応急入院指定病院について

応急入院指定病院は、精神保健福祉法第33条の7の規定に基づき、意識障害や混迷状態等により、本人の同意を得ることができず、かつ、直ちに入院させる必要があるにも関わらず、保護者の同意を得られない場合に、72時間に限り入院させることができる病院である。

現在の指定期間が令和5年3月末で満了することから、「応急入院指定病院の指定等について」(平成12年厚生労働省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)等に照らし精査を行った結果、下記8病院について、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの新たな指定を行う。

なお、太宰府病院、福間病院、のぞえ総合診療病院及びのぞえの丘病院については、上記の診察を法第33条の4第2項後段の規定による「指定医」に代えて「特定医師」による診察を12時間に限り行うことができる、特例措置を採ることが可能な応急入院指定病院として指定する。

○ 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

○ 応急入院指定病院一覧

医療機関名	所在地	指定病床数	管轄保健所
太宰府病院	太宰府市	1	筑紫
福間病院	福津市	3	宗像・遠賀
飯塚記念病院	飯塚市	2	嘉穂・鞍手
行橋記念病院	行橋市	1	京築
堀川病院	久留米市	1	久留米市
聖ルチア病院	久留米市	1	
のぞえ総合診療病院	久留米市	1	
のぞえの丘病院	久留米市	1	

3 特定病院について

特定病院は、精神保健福祉法第21条第4項及び第33条第4項の規定に基づき、緊急その他やむを得ない理由がある場合に、指定医に代わり特定医師の診察により、12時間を限度として任意入院患者に対する退院制限及び医療保護入院の適否の判定を行わせることができる病院である。

現在の指定期間が令和5年3月末で満了することから、「特定病院の認定等について」(平成18年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)に照らし精査を行った結果、下記4病院について、令和5年4月1日から令和8年3月31日までの新たな指定を行う。

○ 指定期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

○ 特定病院一覧

医療機関名	所在地	指定病床数	管轄保健所
太宰府病院	太宰府市	1	筑紫
福間病院	福津市	3	宗像・遠賀
のぞえ総合診療病院	久留米市	1	久留米市
のぞえの丘病院	久留米市	1	